

2013年5月7日

お客様 ご関係者 各位

ゼビオ株式会社

医薬品の登録販売者に関する自主調査結果について

- 1 当社では、各都道府県より、各店舗における医薬品の登録販売者に関する報告要請を受けましたことを踏まえ、医薬品の登録販売者の資格を取得している当社の従業員について、過去の実務経験について詳細な自主調査を実施いたしました。
その結果、医薬品の登録販売者の資格を取得している当社の従業員のうち1名につき、登録販売者試験の受験資格取得に必要な「医薬品販売業務における実務時間条件」を満たしていなかったことが判明いたしましたので、ご報告いたします。
対象となる従業員の不足時間につきましては、以下の通りです。

平成 23 年 2 月 77 時間 10 分⇒2 時間 50 分不足

3 月 71 時間 30 分⇒8 時間 30 分不足

※震災の影響で3月11日より1週間閉店

6 月 78 時間⇒2 時間不足

8 月 72 時間 50 分⇒7 時間 10 分不足

2・6月は確認不足、8月は有給休暇をカウントしておりました。

- 2 当社では、2011年以降、各都道府県の指導をふまえ、登録販売者の育成・指導・管理に努めてまいりました。

この度の事態は、医薬品の販売業務に従事することやその従事時間に関する担当部署間の認識の相違に起因して、発生したものでございます。当社の店舗をご利用いただいていたお客様をはじめ、ご関係者各位には、多大なるご心配とご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

また、各都道府県に対しましては、当社による自主調査の結果や進捗状況について、従前よりご報告しているところではありますが、今後も引き続き、各都道府県のご指導を踏まえ、適切に対応していく所存でございます。

- 3 なお、今回の調査により、受験資格要件を満たしていなかったことが判明した従業員については、すでに医薬品の販売業務への従事を中止しております。
- 受験資格の取得に必要な「医薬品販売業務における実務時間」につき、その記録と管理のより一層の厳格化に取り組み、下記の通り再発防止に努めてまいりますので、今後も、ご支援、ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

① 当社において登録販売者資格を取得した人数 6名
② ①のうち、受験資格条件に満たなかった人数 1名

記

<再発防止策>

1.「実務時間」の記録・管理の厳格化

医薬品販売業務における実務時間を適正に把握・管理するため、次の対策を実施する。

- (1) 医薬品の販売業務に従事する稼働計画を月単位で毎月作成すること
- (2) 退勤時に、その日の医薬品の販売業務に従事した時間のみを「(専用)出勤簿」に記載すること
- (3) 「(専用)出勤簿」の記載内容をもとに、該当期間中の当該店舗での販売業務の従事状況を含め、受験資格の有無を本社担当者が確認すること
- (4) 「実務経験証明」の発行は、本社において実施し、全勤務時間がわかる「勤務台帳」に加え「(専用)出勤簿」を併せて確認したうえで証明書を発行すること

2.登録販売者の計画的育成

2013年度以降の受験者については、事前に店舗ごとの受験希望者を確認し、受験前の段階から個人別に計画的な実務経験を付与し、勤務管理を図った上で受験できる体制を整備する。

以上